

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年10月29日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年11月13日から同年12月3日まで縦覧に供する。

平成27年11月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区分名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 満願寺地区	高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 菱池地区	〃
香川県三郎池土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (農道事業) 由良農道1号地区	〃